

# 「介護保険料（変更）決定通知書」の見方 1 枚目…「どなたの」「何年度分の」保険料か確認できます。

様式第34号

平成〇〇年度 ←

介護保険料(変更)決定通知書  
( 通知書)

次のとおり介護保険料を(変更)決定しましたので通知いたします。



被保険者氏名 →

被保険者番号 宛名コード ←

**納付場所**

【金融機関等】足利銀行 常陽銀行 足利小山信用金庫 筑波銀行 栃木銀行 群馬銀行 三井住友銀行 中央労働金庫 小山農業協同組合 みずほ銀行 栃木信用金庫 結城信用金庫  
ゆうちょ銀行・郵便局

【コンビニエンスストア(納付書にバーコードが印字されているもの及び納期限内に限る)】  
MMK 設置店 くらしハウス コミュニティ・ストア サークルK サンクス スリーエイト 生活彩家 セイコーマート セーブオン セブンーイレブン  
デイリーヤマザキ ニューヤマザキデイリーストア ハマナスクラブ ファミリーマート ボブラ ミニストップ ヤマザキスペシャルパートナーショップ  
ヤマザキデイリーストアー ローソン ローソンストア100

【その他】小山市役所・各出張所

こちらに記載がある年度の介護保険料についての通知です。

こちらに記載がある方の介護保険料についての通知です。

電話等でお問い合わせの際は、「宛名コード」をお伝えください。

2枚目・・・保険料の算定内容が確認できます。

イ

の介護保険料額	円	
決定(変更後)保険料額	円	変更前保険料額
		円

○所得段階区分決定の基礎(賦課期日現在の状況)

	本人の市県民税 課税状況※1	合計所得金額※2	課税年金収入額	世帯の市県民税 課税状況※1	所得段階
変更前		円	円		段階
決定(変更後)		円	円		段階

○ 介護保険料算定の基礎

	所得段階	基本保険料額 (年額)①	月数	月割減額②	減免額③	決定保険料額 ①-②-③
変更前	段階	円	/12	円	円	円
決定(変更後)	段階	円	/12	円	円	円

○賦課対象月一覧

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
変更前												
決定(変更後)												

◆数字は所得段階を表示

□

※1 課税状況が不明の場合も、非課税と表示しています。

※2 地方税法に規定する合計所得金額から、本人の市県民税課税状況により次の額を差し引いています。  
非課税：公的年金等の雑所得  
譲渡所得の特別控除額  
課税：譲渡所得の特別控除額

※2枚目の詳細は、上図①・②部分に分割して次のページ以降に記載しています。

2

イ 2枚目 (1/2)

の介護保険料額		円			
決定(変更後)保険料額		円	変更前保険料額		円
○所得段階区分決定の基礎(賦課期日現在の状況)					
	本人の市県民税課税状況※1	合計所得金額※2	課税年金収入額	世帯の市県民税課税状況※1	所得段階
変更前		円	円		段階
決定(変更後)		円	円		段階

※1 課税状況が不明の場合も、非課税と表示しています。  
 ※2 地方税法に規定する合計所得金額から、本人の市県民税課税状況により次の額を差し引いています。  
 非課税：公的年金等の雑所得  
 課税：譲渡所得の特別控除額

当該通知により決定した保険料額を記載しています。

保険料額決定(変更)の理由を記載しています。

- 決定(変更後)保険料額  
⇒当該通知により決定(変更)した保険料です。
- 変更前保険料額  
⇒当該通知前に仮決定していた保険料です。

介護保険料の算定基礎となる「所得段階」を記載しています。基準日における被保険者本人の市県民税課税の有無、前年の所得及び世帯員の市県民税課税の有無により決定します。  
 ＊住民税の申告をしていないなどの理由で、収入状況を小山市で把握していない方が同世帯にいる場合、その方は収入がないもの(住民税非課税)として暫定的に所得段階を決定します。  
 ＊介護保険料の所得段階基準については、小山市ホームページをご覧ください。  
[「第1号被保険者\(65歳以上の方\)の介護保険料」](#)

2枚目 (2/2)

介護保険料算定の基礎												
	所得段階	基本保険料額 (年額)①	月数	月割減額②	減免額③	決定保険料額 ①-②-③						
変更前	段階	円	/12	円	円	円						
決定(変更後)	段階	円	/12	円	円	円						

賦課対象月一覧												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
変更前												
決定(変更後)												

◆数字は所得段階を表示

当該年度の保険料額の算定内容です。

●「所得段階」「基本保険料額(年額)①」

⇒『所得段階区分決定の基礎』より決定された「所得段階」と、それに応じた「基本保険料額」(12ヵ月分)を記載しています。

●「月数」「月割減額②」

⇒介護保険料は年度単位で計算しています。「月数」には保険料がかかる月を記載しています。保険料がかからない月がある場合、「月割減額」(減額すべき額)を記載しています。

\*保険料がかかる月は、下記の『賦課対象月一覧』を参照してください。

●「減免額③」

⇒申請により納付が困難であると認められた場合に、保険料から減額・免除する額を記載しています。

\*減免には納期限前7日までの申請が必要です。また、申請後に審査があります。

●「決定保険料額」

⇒「基本保険料額(年額)①」から「月割減額②」と「減免額③」を差し引いた残額が、当該年度に納付が必要となる「決定保険料額」です。

当該年度(4月~翌年3月)のうち、介護保険料がかかる月は、その月の計算基礎となる所得段階(1~15)を記載しています。

3枚目・・・保険料の納付方法・時期（期限）が確認できます。  
 当該年度の介護保険料を納付方法別に記載しております。

八

二

ホ

○期別保険料額

<年金から差し引かれる額(特別徴収)>

	特別徴収合計額						円
	4月	6月	8月	10月	12月	2月	
変更前	円	円	円	円	円	円	円
決定(変更後)	円	円	円	円	円	円	円

仮徴収		円
		円
		円

特別徴収義務者

特別徴収対象年金

<納付書で納める額(普通徴収)>

	普通徴収合計額								円
	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	
変更前	円	円	円	円	円	円	円	円	円
決定(変更後)	円	円	円	円	円	円	円	円	円
納付済額	円	円	円	円	円	円	円	円	円
差引納付額	円	円	円	円	円	円	円	円	円
納期限									

※納付済額は 現在で確認できている額です。

3

※3枚目の詳細は、上図⑧・㊦・㊧部分に分割して次のページ以降に記載しています。

八

3枚目（1/3）・・・年金差し引きにより納付いただく分（特別徴収）の明細です。

○期別保険料額

<年金から差し引かれる額(特別徴収)>		特別徴収合計額					仮徴収	
	4月	6月	8月	10月	12月	2月		
変更前	円	円	円	円	円	円	円	円
決定(変更後)	円	円	円	円	円	円	円	円

何月支給の年金から、保険料がいくら差し引かれるのかを記載しています。

●特別徴収合計額

⇒年金差し引きにより納付いただく（特別徴収）金額の合計を記載しています。

●変更前

⇒当該通知前に決定していた各期の保険料です。

●決定（変更後）

⇒当該通知により決定（変更）した各期の保険料です。

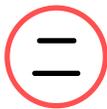
\* 4～6月に当該年度の通知があった場合、前年度の保険料に基づいた仮の保険料を記載しています。

\* 当該通知により年金差引の金額が減額になった場合、年金差引は停止されますが、当該通知の2か月以内に到来する年金支給月までは、「変更前」に記載された保険料が年金から差し引かれる可能性があります。差し引かれた場合、「変更前」と「決定（変更後）」の差額をお返し（還付）いたしますが、納め忘れがある場合、保険料に充て（充当）させていただきます。

翌年度の4・6・8月の年金から差し引かれる予定の額を記載しております。

年度の保険料が決定するまでの期間、当該年度の保険料に基づいた仮の額で年金から差し引かれます（仮徴収）。

\* 仮徴収額と翌年度10月以降に年金から差し引かれる保険料（本徴収）の差が大きい場合には8月の仮徴収額を調整する場合があります。7月の通知でご確認ください。



3枚目（2/3）・・・年金差引により納付いただく分（特別徴収）の明細です。

特別徴収義務者
特別徴収対象年金

保険料が差し引かれる年金について記載しています。

●特別徴収義務者

⇒あらかじめ年金から保険料を差し引き、ご本人に代わり保険料を納付する義務を負う者です。（日本年金機構など）

●特別徴収対象年金

⇒保険料が差し引かれる年金を記載しています。複数の年金を受給している方は優先順位の高い年金から保険料が差し引かれます。

ホ

3枚目 (3/3) …納付書により納付いただく分 (普通徴収) の明細です。

<納付書で納める額(普通徴収)>					普通徴収合計額				円
	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期	第 6 期	第 7 期	第 8 期	
変更前	円	円	円	円	円	円	円	円	円
決定(変更後)	円	円	円	円	円	円	円	円	円
納付済額	円	円	円	円	円	円	円	円	円
差引納付額	円	円	円	円	円	円	円	円	円
納期限									

※納付済額は、現在で徴収できている額です。

通知書に記載されている「納付済額」を確認した日付です。記載日までに納付いただいた場合であっても、納付情報の処理に時間がかかる為、金額が反映されていないことがあります。

納付書により、いつまでに、いくら保険料を納付する必要があるかを記載しております。

●普通徴収合計額

⇒納付書により納付いただく(普通徴収)金額の合計です。

「納期限」までに「差引納付額」に記載の金額を納付書で納付願います。納付書は通知に同封されております(納期限が過ぎた分の納付書は同封していません)。

●変更前

⇒当該通知前に決定していた各期の保険料です。

●決定(変更後)

⇒当該通知により決定(変更)した各期の保険料です。

●納付済額

⇒各期の保険料のうち、既に納付いただいた保険料です。

●差引納付額

⇒「決定(変更後)」から、既に納付いただいた保険料「納付済額」を差し引いた残額です。納付の必要がある保険料を記載しています。

●納期限

⇒各期の保険料を納付する期限です。